

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準（条例、規則）	審査の対象とする申請書類の該当箇所
I サービスの向上 (55)	(1) 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	指定管理者としての基本方針等	・指定管理業務全般を通じた団体等の総合的な運営方針、考え方 ・業務の一部を委託する場合の業務内容等	5	・条例第5条第1号 住民の平等利用が確保されること ・条例第5条第3号 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること ・条例第5条第7号(規則第3条第2項) 県民の文化芸術に関する活動の振興及び福祉の増進を図るための施設としてのかながわアートホールの役割を適切に担えること	事業計画書 I-1
	(2) 施設の維持管理	施設及び設備の維持管理に関する業務	・清掃業務、保守点検業務、受付業務、警備業務等の維持管理業務についての実施方針	5	・条例第5条第3号 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること ・条例第5条第7号(規則第3条第1号) 必要な人材を確保することが認められること	事業計画書 I-2
	(3) 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	利用促進のための取組	・より多くの利用を図るために実施する事業の実施方針、内容等 ・より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等 ・かながわ文化芸術振興計画に基づくマグカル事業等文化行政の着実な推進のための県行政と一体的な取組方針等 ・施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等	25	条例第5条第7号(規則第3条第2号) 県民の文化芸術に関する活動の振興及び福祉の増進を図るための施設としての神奈川県立かながわアートホールの役割を適切に担えること	事業計画書 I-3 (1)
		利用者への対応、利用料金	・サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ・障がい者等への配慮（手話言語条例への対応等） ・利用料金の設定、減免の考え方	10		事業計画書 I-3 (2)
	(4) 事故防止等安全管理	事故防止等安全管理	・通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容 ・事故・不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針 ・急病人等が生じた場合の対応（救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等）	5	条例第5条第3号 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること	事業計画書 I-4
(5) 地域と連携した魅力ある施設づくり	地域との連携、地元企業への業務委託等	・地域人材の活用、地域との協力体制の構築及びボランティア団体等の育成・連携の取組内容 ・地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組内容	5	条例第5条第7号(規則第3条第2号) 県民の文化芸術に関する活動の振興及び福祉の増進を図るための施設としての神奈川県立かながわアートホールの役割を適切に担えること	事業計画書 I-5	
II 管理経費の節減等 (20)	(6) 節減努力等 <sup>※1</sup>	節減努力等	(県が指定管理者に指定管理料を支払う施設)  「最低の提案額」と「積算価格から20%節減した額」のうち、 高い金額  提案額（積算価格から20%以上節減している場合は、積算価格から20%節減した額）  注1 「提案額」、「積算価格」は、指定期間内の総額とする。 注2 評価点は小数点以下切捨てとする。	20	条例第5条第5号 安定した経営基盤を有していること	事業計画書 II-6
III 団体の業務遂行能力 (25)	(7) 人的な能力、執行体制	人的な能力、執行体制	・指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ・業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 ・指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況	5	条例第5条第4号 指定管理業務について相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること	事業計画書 III-7
	(8) 財政的な能力	財政的な能力	・安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い	5	条例第5条第5号 安定した経営基盤を有していること	事業計画書 III-8
	(9) コンプライアンス、社会貢献	諸規程の整備	・指定管理業務を実施するために必要な団体等の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む。）	5	条例第5条第3号 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること	事業計画書 III-9(1)
		環境への配慮	・指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況			事業計画書 III-9(2)
		障がい者等への配慮	・法定雇用率の達成状況等、障がい者雇用促進の考え方と実績 ・障害者差別解消法及び神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方 ・手話言語条例への対応			事業計画書 III-9(3)
社会貢献活動等	・社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）への取組	事業計画書 III-9(4)				
(10) 事故・不祥事への対応、個人情報保護	事故・不祥事への対応、個人情報保護	・募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故又は不祥事の有無並びに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況 ・個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況	5	条例第5条第3号 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること	事業計画書 III-10	
(11) これまでの実績	これまでの実績	・指定管理施設と類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 ・県又は他の自治体における指定管理者の指定取消しの有無	5	・条例第5条第4号 指定管理業務について相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること ・条例第5条第3号 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること	事業計画書 III-11	

※1 積算に重大な誤りがある場合又は積算の内容が法令の規定に抵触している場合は、選外となります。

積算に重大な誤りはないが、指定管理業務の実施への支障や地域への悪影響が懸念される場合は、「節減努力等」の評価を0点とすることがあります。